

2項道路に接する敷地の建築確認申請等の扱いについて

岡谷市は、平成22年度から『道路後退整備事業』により2項道路※1の後退部分について、建築確認申請に伴う建築行為に併せて、**敷地単位で道路の一部として**整備しております。

これに伴い2項道路に接する敷地の建築確認申請および完了検査における扱いは、下記の通りとします。

記

- ① 2項道路の後退線内に塀等※2がある場合は、建築確認申請の配置図に塀等の位置・名称を明示し、**『工事完成までに撤去する』の旨を記載**してください。
- ② 建築確認申請の際に、既存の塀等の確認のため、**現況写真の提出(1部)**をお願いします。
- ③ 完了検査時に、既存の塀等が撤去されていない場合は、それが整備されるまでは、**『検査済証』の交付を行わない**ものとします。

※1 2項道路：中心から2m、又は道路反対側から4mの後退義務が生じる建築基準法上の道路

※2 塀等とは門、塀、フェンス、生垣、植栽、石積み、擁壁等をいいます。

- 後退部分が市の所有とならない場合であっても、後退部分は道路の一部となる様、整備していただきます。(敷地と道路に大きな高低差がない場合)
- 後退部分にある生垣、植栽等についても、道路としての支障物件であるため、これらについても、整備の対象となります。
- 敷地と道路に高低差があり、そこに石積み、擁壁等の工作物がある場合については、それが比較的低いものは、整備の対象となります。
なお、道路に対して敷地が低い場合には、土木課と事前協議してください。
- 敷地と道路に大きな高低差があり、そこに既存擁壁がある場合については、個別に判断し検討します。
- 建築確認申請に際しては、今までとおり『意思表示届』を提出してください。
『意思表示届』において、提供できないと記載した場合は、『確約書』を2部提出してください。
- 土木課との事前協議については、現況写真や公図の持参をお願いします。
事前協議は、後退部分の措置についてその判断に時間が掛かる場合もありますので、建築確認申請を行う2週間以上前に行ってください。